警報発表等に伴う研修の取扱いについて

1　特別警報発表等非常時

研修当日の**午前７時現在**（午後開講の研修については**午前10時現在**）で、**特別警報**（大雨、大雪、暴風、暴風雪等）や**特別警報に位置付けられる大津波警報等**が和歌山県内に発表されている場合、当日の**研修を取りやめます。**

※特別警報及び特別警報に位置付ける警報等については、気象庁の特別警報に関するウェブページで確認願います。（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/tokubetsu-keiho/#2）

2　気象警報等発表時

研修当日の**午前７時現在**（午後開講の研修については**午前10時現在**）で、**研修会場となっている市町村（※田辺市においては区域）**に**暴風警報、大雨警報、津波警報**のいずれかが発表されている場合、**当日の研修を取りやめます。**

ただし、**研修会場が学校**であり、上記以外の状況（例えば、洪水警報発表）で**会場校の児童生徒が登校できない場合**も、当日の**研修を取りやめます。**

なお、研修会場が学校であり、その学校での「警報等の取り扱い」に準じた判断をする場合は、詳細を当該研修のシラバスに掲載しますので、確認願います。

また、研修の実施が困難であると当センターで判断した場合（台風接近時等）、**前日までに研修の取りやめを決定し、連絡**することがあります。

※気象警報の発表については、**気象庁の発表内容で当該市町村の情報**を確認願います。

※田辺市については、平成２８年３月１日から、発表区域が次の５つに分割されています。

「田辺市田辺」、「田辺市龍神」、「田辺市中辺路」、「田辺市大塔」、「田辺市本宮」

なお、**教育センター学びの丘の所在地は、「田辺市田辺」区域**です。

【気象警報が発表されている地方の確認方法（例）】

①和歌山地方気象台ウェブページのトップページを開く。

②「気象警報・注意報」をクリックする。

③「発表状況一覧」をクリックする。（http://www.jma.go.jp/jp/warn/336_table.html）

（和歌山地方気象台　電話（073）432－0632）

3　１、２以外の場合

当日の**研修を実施します。**ただし、不測の災害等により**出席が困難であると判断される場合**には、**所属長の指示に従ってください。**

所属長の指示により受講を取りやめる場合、**市町村立学校においては市町村教委を通じ、県立学校においては管理職から**教育センター学びの丘へ連絡するとともに欠席等の手続きをしてください。

※その他、判断できない場合等、教育センター学びの丘へお問い合わせください。

なお、取りやめた研修の延期、中止等については、後日改めて通知します。